

所窓

第 7 号

題字 村山慶吉

発行

なにわ橋法律事務所

大阪市北区西天満1丁目2番5号

大阪JAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 禎 三

編 集

新 井 教 正



イメージと勘と閃き

所主 津田 禎三

「勝ち進んできたマリナーズが、リーグ優勝決定戦でヤンキースに敗れた。これは、それまでの斗いと違って自分で負けのイメージを持ったこと、それに、そのようなイメージを持たせた相手の強さが原因だと思います。」これは、昨年末、NHK回想番組「イチロー二〇〇一年」で、リーグの最優秀選手（MVP）に輝いた米大リーグ、シアトル・マリナーズのイチロー外野手（本名。鈴木一朗）が云った言葉です。更にイチローはこんなことも云いました。

「ノーヒットが二〇回連続したとき、監督が私のフォームを変えようとした。然し、変えませんでした。」「ノーヒット二〇回のうち一二回は、（相手の投手に）負けてはいない。だからフォームを変える必要はない。」監督もこれを了とした。イチローのイメージ力の凄さと自信に圧倒される想いがします。

イチローは、大勝負の一番大事なときに負けのイメージを持ったことが敗因になったと回想する。彼は負けのイメージを持った原因を追及するとともに、この次の大勝負にどうしたら明確な勝ちをイメージできるか必死に考え訓練しているに違いない。今年のイチローとマリナーズの

なにわ橋法律事務所

所主	弁護士	津田 禎三
	弁護士	津田 尚廣
	弁護士	下浦 弘章
	弁護士	嶋田 修一
	弁護士	新井 教正
	弁護士	北野 了考
客員弁護士		戸根 住夫
事務長		小野 和也
事務員		宮本真千子
〃		大西 敦子
〃		津田 典子
〃		藤井 秀一
〃		木村 和由
〃		原 美樹

に属すると云われています。この人間の脳についての基本構造を理解することは、私達の判断や記憶、表現や行動について考えるうえで極めて大事なことだと思います。

イチローはイメージ、公平さんは勤、そして羽生善治は閃きと云う。三人三様で生きている世界も全く違うが、ひたむきな努力と人並みはずれた集中力には何か共通のものを感じます。ここ一番の勝負どころでの集中とイメージ力、論理を直感にまで昇華させる強い右脳の力が三人をここまでもってきたのだと思います。「右脳の人」と呼びたい。



スプレーパー

津田 尚廣



* * *

昨年一〇月、一年半の修習を終えた北野弁護士を私達の仲間に迎えた。事務所にどんな風を吹きおこしてくれるのか楽しみです。

老若七人の弁護士が揃ったところで事務所の改装もしました。事務局も弁護士も明るく暖かくそして事務所は清潔であって欲しいと願っています。

(つだ ていぞう)

1 ずっと思っていたのだが、外国に行ったときに、英語がしゃべれたらどんなに素敵だろうか。知り合いが、流暢とまでは言わないにしても、とりあえず英語で会話をしているのを見たら、すごいっ！かっこいい!!と尊敬してしまう。中学、高校、

大学と結構時間を割いて英語の勉強をしてきたはずだが、現地ではいっように通用しない。よしっ、日本に帰ったら英語をマスターしようといつも決意するのだが、いまだかつてそれが実現した例がない。日本に帰るとすぐに英語のことは忘れてしまうのである。

2 本町通りの紀伊国屋をうろうろしていたら、「ビッグ・ファット・キヤットの世界一簡単な英語の本」というのが横積みになっていた(末尾参照)。「世界一簡単な」というフレーズだけに惹かれて、中身も見ずに買ってしまった。これが当たりであった。少なくとも英語の勉強をしよいうという気になっただけでも儲けものである。いかにも英語は簡単だといふふう書いてあるところがいい。

例えば「辞書のような厚さの教本や、果てしなく続く単語帳は必要ありません」とある。いいですね。さらに「それが規則動詞で、それが不規則動詞で、三の過去分詞が何で……なんていう細かいことは覚えなくても大丈夫です」と。そうですよ。こういうのを待ってたんです。

「英語を使うということは、何か考えが浮かんだら、それに見合う言

いやや文を、自分が頭の中に保管してある膨大な量の英語の文例から、一番近いものを選んで、必要に合うように若干の変更を加えて読み上げることです。日本語もその他のすべての言語もそうです」というのが、この本の根本的な考え方である。そこで、著者は、とにかく英語を学ぼうということを提唱している。英語を学ぶには読むしかない。そのために、まず英語の本を一冊最初から最後まで読み通すのがいいとしている。それも楽しい本を。最初はやさしいのを。多少意味はわからなくもい、むしろわからないからといって、途中で辞書を調べたりしていたら長続きしないから、わからなくても読み飛ばせと言っている。

えっ、でも読むだけでは、ヒアリングは大丈夫なのかという疑問がある。その点について、著者はこう語る。「聞き取れないのは発音が分からないからではなく、話す相手の速度が速すぎるからでもあります。相手の言っている文を見たことがないからです。自分の知っている文の中にないからです」

3 そこで、買いました。あのハリ

万冊以上売れたという大ベストセラーのハリー・ポッター、しかも英語版。本を読んで、すぐに英語の本を買おうというのはいかにも単純であるが、何事もトライ。このハリー・ポッターは、イギリスの魔法使いの子供の話であるが、全7巻になる予定で、日本語版は第3巻まで、英語版は第4巻まで出ている。第7巻のラストシーンはすでに決まっているとのことである。また、第1巻の話は映画化され、すでに上映されたが、比較的原作を忠実に再現していた。

おかげで、だいたいストーリーは知っているため、英文のハリー・ポッターを読み始めたところ、意外に読める。ああこの辺はあのかたりを書いているんだなと推測がつく。もちろん、ひとつのセンテンスで、知っている単語が一個ぐらいしかないときとか、結局この文章は肯定しているのか否定しているのかわからないとか、相変わらずひどい英語力であるが、何とか読み進んでいる。果たして最後まで読み続けることができるのか。ひよっとしたら、一年後ぐらいには私は英語がぺらぺらになっているかもしれない。乞うご期待。

*ビッグ・フアット・キャットの

世界一簡単な英語の本

著者 向山淳子 向山貴彦

たかしまてつを

株式会社 幻冬舎

(つだ なおひろ)



ストーカー規制法 あなたとあなたの大切な人を守るために

下浦 弘章



みなさまもストーカーという言葉

を既にお聞きになつておられると思います。昨今、特定の相手につきまったり、待ち伏せしたり、嫌がらせを繰り返す「ストーカー行為」が社会問題化しています。このようなストーカー行為が次第にエスカレートして、殺人や傷害などの深刻な事態に至る

ケースも発生しています。ところが、これまではストーカー行為自体を取り締まる法律が不十分であったために、警察は被害者から被害申告等の相談があつたとしても、それがつきまとい等の行為にとどまっていた限り、取り締まることが困難であつたという状況でした。

そこで、深刻な事態に至る犯罪を未然に防止し、市民が安心して日常生活を送れるようにするために、平成一二年五月一八日「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が制定され、同年一月二四日から施行されています。

ストーカー規制法で取り締まりの対象とされているのは次のとおりのものであります。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校などの場所の付近において見張りをし、または押し掛けること。
- (2) その行為を監視していると思われるような事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと。
- (3) 面会、交際などを要求すること。
- (4) 著しく粗野または乱暴な言動をする事。
- (5) 電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはFAXを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他著しく不快または嫌悪の情をもよおさせる物を送付し、またはその知りうる状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、またはその知りうる状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知りうる状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくは知りうる状態に置くこ

と。

ただし、法は動機の点で禁止の範囲を限定しています。すなわち、「特定の者に対する恋愛感情などの好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」でこれらの行為を行った場合のみを禁止しています。

また、法が禁止するのは(1)ないし(8)の行為によって、相手に身体の安全、住居の平穩、名誉が害され、行動の自由が「著しく」害されるといふ不安を覚えさせる行為に限定しています。これらによって、規制の範囲が拡大してしまうのを防いでいます。

そして、これら「つきまとい等」を同一人に対し繰り返し行うことを「ストーカー行為」として規制しているのです。

「ストーカー行為」を犯した者は、六月以上の懲役または五〇万円以下の罰金に処せられることになります。警察は「ストーカー行為」の容疑で被疑者を逮捕するなどの具体的な捜査を行うことが可能です。被害者としては、警察又は検察庁に告訴の手続きをとっておくのが望ましいといえます。

このようにして、法は「ストーカー行為」を処罰の対象としたのです。

もっとも、問題の行為が「ストーカー行為」に至らない「つきまとい等」の段階でも、警察などが一定の措置を取ることができるとされています。この点もストーカー規制法の特徴の一つです。

「つきまとい等」の被害者が警察に申し出れば、その事実が認められ、繰り返されるおそれがある限り、警察はその相手に対してつきまとい等の行為を繰り返してはならないと警告することができます。警察から警告を受けることによって、相手が発的に行為を止めることを期待するものです。

警告があつたにもかかわらず、その相手が警告に従わずに同様の行為に及んだときは、都道府県の公安委員会が、相手に弁明の機会を与えたうえ、その行為を更に繰り返してはならないと禁止命令を出すことができます。

さらに、この禁止命令に反してストーカー行為に及んだ場合には、最高で一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処せられることになっています。

このように法律は原則として二段

階の手続を設けていますが、被害者が警察に被害を申し出た際、既につきまとい等のストーカー行為がエスカレートしており、被害者に危険が切迫している場合もあります。このような場合には警告・禁止命令という手続を踏まずに、警察は仮の禁止命令を出すこともできます。その効力は一五日間に限られており、その間に公安委員会が仮の命令が不当でないと認めれば、前述の禁止命令を出すことができます。

警察は被害者からの申し出があつた場合には、電話録音、写真ないしビデオ撮影等相手の行動を記録し証拠として残しておく方法を指導し、防犯ブザーを貸与し、相手との交渉場所として警察施設を利用させるなどの必要な援助を行い、また、パトロールを強化して被害防止に努めるなど、臨機応変に対応しなければなりません。

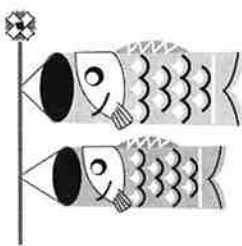
法は国・地方公共団体にも被害防止の支援策に努める義務を課すとともに、関係事業者・地域住民にも援助を求めています。

この法をふまえて各地の警察ではストーカー被害に遭遇している人に

対し、被害が深刻になる前に最寄りの警察署への相談を呼びかけています。警察は国民の期待に応える責務を負っているのです。

このように、従前に比較して警察を通じた解決に期待がもてるようになりました。しかし、警察がいつも自分たちの期待どおりに行動してくれるとは限りません。したがって、場合によれば、私立探偵に依頼するなどして自己防衛をはかる必要があるといえます。もちろん、当事務所といたしましても全力でみなさまとさせていただきます。

(しもうら ひろあき)



法律徒然草…「法の解釈と常識」

嶋田 修一



最近、裁判に対する社会常識の導入や一般市民の参加ということが強く唱えられている。司法制度改革の中でも、刑事裁判に対する参与員(市民の中から選ばれた者)の参加などが盛り込まれているが、これもその表れといえよう。

ところで、話が変わるが、弁護士として仕事をする過程において、一般市民の「常識」に関する話がいくつか思いつかれる。弁護士が相談者から相談を受けた時に、質問に対する回答を説明するのだが、なかなか相談者に受け入れられないことがある。回答が、常識に沿わないのである。

例えばこういっただことがある。

相談者がコンビニの前に駐車した自分の自動車を誰かに盗まれた。後日、それをたまたま相談者が別の駐車場で自分の自動車が駐車されているのを発見した。そこで、相談者は、見失わないうちにこれを勝手に取り戻そうと考えた。相談者は弁護士に対して質問した。「先生、勝手に持って返りますけど、いいですか?」

相談を受けた弁護士は答えた。

「勝手に持って返ってきてはダメです。窃盗罪が成立します。自救行為として許されないことはないですが、それは例外です。盗んだ犯人を突き止めて、交渉して任意に返してもらおうか、警察に連絡して取り戻してもらってください。」

相談者は怒る。「どうして自分の物を取り戻すだけなのに犯罪になるのですか?何を非常識なことを言っているのですか?放っておいたら、自分の自動車はどこかへ持って行かれてしまいます。」相談者の常識と

いうものは分らないではない。

弁護士は、相談者の話に傾聴した。

しかし、法律家として適法で正しい助言をしなければならぬと考え、論ずるように相談者に言った。「この結論は一見違和感があるかもしれませんが。しかし、勝手に持つて返ることを認めれば、大変なことになってしまいます。物の取り戻しについては民事訴訟制度も用意されていますし、緊急の手続きもあります。また警察による捜査権の発動も求めることができます。貴方が言うように、簡単に取り戻しを認めてしまえば、国家机关の救済を軽視することになって司法制度をないがしろにしてしまいます。法秩序を乱すことになりません。そればかりか、勢い余って別の犯罪を誘発しかねません。自力救済は法律で明確に禁止されていますから、やめてください。」

相談者は不満ながら弁護士の言うことを聞いた。「分かりました。ですが、自動車がどこかへ持ち去られたら、先生のせいですからね。」

これは、一般市民の感覚と法律(法の解釈)とが乖離した典型的な話のように思う。

しかしながら、いくら一般市民の

感覚に乖離しているからといって、憲法その他の法律を勉強した法律家としては法規範を変えるわけにはいかない。自力救済を許してしまえば、

皆が自力救済に走って法秩序を乱すばかりか、自力救済の名のもと新たな犯罪すら容認されかねず、そうした社会を法が容認しているとは、どう考えても認められないからである。一見常識的ではないにせよ、社会における正義に基づく対応なのである。それは、いかなれば、一般常識の上位に位置した法規範なのである。この場合には、一般常識と違うからという理由で、法を常識に摺り合わせるとうすべきではなく、一般常識を法に近づけるべきなのである。

常識と法が乖離していると感じさせられる場面として、次のような話もあげられる。

近時、和歌山の毒物カレー混入事件において、被告人に黙秘をさせるなどという署名運動がなされ、弁護団に対しその署名簿が届けられた、というニュースを聞いた。瞬間、愕然とした。被害者としての感情は分かれないではないし、重大事件に巻き込まれ、生命・身体の自由を危うくする一般市民の防衛行動も理解でき

ないではない。しかしながら、黙秘をするなどという発想は、危険さわまりなく、法治国家制度そのものへの警鐘が鳴らされるような大変な行動だといっても過言でないと思う。黙秘権の重要性は中学校の教科書にも書かれてあることなのでここで書く親切心はない。書かなくてもよくお分かりだろう。万が一、そんなことはないとい信ずるが、この発想が一般市民の法感覚であって、常識であるとするならば、戦後、日本の民主主義教育、つまり、常識たるべき法感覚の育成は全くなされていかなかったということになる。

よく「民主主義」という言葉は、それを使う人間（権力者）によって、どのような意味にも用いられるといわれるが、一般市民の「常識」という言葉も、これと似たところがあるなど痛感させられる。常識も用い方一つでとんでもない方向へと物事を運んでしまうのだと感じる。

冒頭で触れた一般市民の裁判への参加という話題に戻すが、常識や一般市民の参加ということが大きく唱えられている点について、前述のとおり、個人の自由・権利を守る裁判の場へ常識という名の多数意見が取

り込まれることは、必ずしも弊害が少なくないと思う。今の社会に置いては、「常識」の上位に「法規範」が存在するような場合があるからであり、いわば「理想の常識」がそこには存在するのであって、そこでは必ずしも「現実の常識」が正しいとはいえないからである。しかし、他方、法律家の言っていることがすべて正しいということでもなく、傲慢であってよいといっているのではない。

明らかに正しい常識を無視した傲慢な裁判例が見られる場合も残念ながら存在しているからである。話は長くなってしまったが、結局、どうすればいいかという答えとしては、法秩序の維持と常識との間でバランスを保てるような裁判制度を構築していかなければならないということになると思う。具体的な方策については今後の検討課題としたい。

(しまだ しゅういち)

大和都市管財被害者弁護団に参加してみても

新井 教正



.....

.....

「被害者弁護団」。この言葉を聞いてみなさんはどのようなイメージを抱かれるであろうか。弱者の味方、記者会見、社会的重大事件……など

など様々なイメージを抱かれると思う。私自身が抱いていたイメージというのは非常にポジティブなもので、弁護士になったからには是非とも一度はこの「被害者弁護団」に参加して被害者救済のために微力ながら尽力したいと考えていた。そして、このような私の願望を満たすことのできる機会は思いのほか早くやって来た。しかも、被害の大きさにおいて我が国における消費者被害の中でも

一、二を争うほどの事件が……。平成一三年四月一七日、近畿財務局は大和都市管財株式会社（以下、「大和都市管財」という）に対し、担当証券業者としての登録更新を拒絶するとともに、大阪地裁に対して会社整理の通告を行った。同日、大阪地裁は職権で会社整理決定をなし、大和都市管財は実質的に破綻した。これにより、被害者総数約一七、〇〇〇人、被害総額約一、一〇〇億円ともいわれ、あの豊田商事被害事件に匹敵するスケールの消費者被害が発生することとなった。このことから、大阪弁護士会において被害者弁護団が結成されることとなり、大阪弁護士会消費者委員会所属の弁護士を中心に弁護団参加の要請がなされた。私も、消費者委員会第一部に会に参加していたことからこの要請を受け、弁護団の一員となった。五月初旬、弁護団結成式が行われるということで、弁護士会館の四階会議室に集まるよう指示があった。少し緊張しつつ会議室へ行くと、そこにはテレビで何度か見たことのある光景が広がっていた。会議室には机と二人分くらいの椅子が用意されていたのだが、その周りをテレビ

カメラやマイクを持った報道陣が取り囲み、会議室からある程度の報道関係者でこた返していたのである。この光景を見て本件被害事件に対する社会的関心の強さを実感するとともに、自分もそのような大事件に弁護団の一員として参加しているんだと興奮した。

五月下旬には被害者説明会が行われ、それに続いて受任手続きが行われた。受任手続きとは、本件被害事件についての処理を被害者から弁護団に対して委任してもらうための手続きであるが、これが大変な時間と労力を要するものであった。何せ大阪弁護士会が担当する西日本地域だけでも数千人の被害者が存在するのである。被害者一人につき三〇分、月曜日から金曜日の午前九時から午後五時まで受任手続きを行ったが、結局受任手続きが終了したのは八月末のことであった。ちなみに大阪弁護士団へ委任をした被害者の総数は約二、〇〇〇名であった。受任手続きに参加してはじめて各被害者と話をする事ができた。被害者は二〇代の若者から八〇代の老人まで様々であるが、その大部分を高齢者が占めていた。各人の被害金額も、少ない

人で数十万円、多い人になると数千万円もの被害をこうむっているとのことであった。前述したように被害者の大半は高齢者であり、老後のためにと蓄えていた財産の大部分を失うかもしれない事態であるから、被害者の方は必死である。被害者の一番の関心事は、弁護団に委任すれば一体どれだけの財産を取り戻してくれるのか、弁護団に委任した方が得なのかという点にあったのだが、受任手続当時は、大和都市管財の財産(配当原資)としてどれだけのものがあるのか分かっていなかったため、このような質問に対してもあいまいな答えしか返すことができず、口論となることもしばしばであった。逆に、現在の窮状を切々と訴え何とかして欲しいと薬にもすがる思いで委任される人もたくさんいた。私自身、受任手続きを通じて被害者の方々と直接接することで、被害の深刻さ・弁護団に対する期待の大きさを実感した次第である。

ところで、ここまで読んでこれだけ皆さんの中には、どうしてこれだけの被害者が発生したのか、どうせうまい話に乗ってだまされただけではないのかと考えておられる方がい

るかもしれない。確かに、大和都市管財が販売していた抵当証券(厳密にはモーゲージ証券)の約定利率は平成一二年当時においても5%を越えており、常識的に判断すれば何か怪しいと感じて当然であるとも思える。しかしながら、必ずしもそうとはいえない面もある。すなわち、抵当証券は抵当証券会社が発行しているのではなく、抵当証券会社の申請

に基づいて法務局が発行しているのである。法務局すなわち国が発行主体となっていることから安心と信じて購入している被害者が多数存在する。法務局が発行主体となっているだけで、何も法務局が保証しているわけではないのだが、法務局発行というだけで被害者に対して国が保証しているものとの誤解を生じさせる危険性は当然生ずるのであり、そのような誤解した被害者を一方的に責めることもできないのである。さらに、大和都市管財について言えば、平成一三年四月一七日に会社整理決定がなされるまで一度も約定利率の支払を遅滞したことがない。そのため、当初はリスクを考え小額の投資しか行っていない人でもすつかり安心してしまい、投資額を拡大して

いったという側面があり、その手口が非常に巧妙であったことも挙げられる。これ以外にも、法制度的にも抵当証券被害を発生させる内在的危険性を有していること(長くなるので詳述は省略する)はかねてから指摘されてきたことであり、皆さんが被害者になっても何ら不思議はないともいえるのである。

弁護団の最終的な目的は、言うまでもなく被害額全額の回復である。しかしながら、大和都市管財の財産状況が明らかになるにつれて、目的の達成がいかに困難であるかを知ることとなる。被害総額約一、一〇〇億円に対して配当の原資となる財産は約七〇億円足らずしか存在せず、被害額の九割以上を弁護団独自の活動によって手当てしなければならぬという厳しい現実が突きつけられたのである。弁護団としては、大和都市管財の管理人団(会社更生法の更生管財人、破産法における破産管財人に相当する)に対して、被害者から集めた資金の流れを解明し会社財産の発見により注力することを求め、被害者に対する優先弁済を要請するといった交渉や、大和都市管財の役員・従業員に対する損害賠償請

求訴訟の提起といった法的手段を駆使してできる限りの被害回復を図ることができるよう現在活動中であるが、たとえこれらがすべてうまくいったとしてもそれだけでは被害回復としては不十分である。本件被害者の真の救済を図るためには国による協力が必要不可欠である。かかる認識のもと、昨年夏以降、弁護団として国家による救済を導き出すために、監督官庁である近畿財務局との交渉、近畿財務局の上位官庁である金融庁との交渉、国会への請願活動、国会議員への協力要請のための個別訪問、近畿財務局・国会に対するデモ行進など様々な活動を行ってきた。私自身すべてに参加できたわけではないが、被害者約二〇〇人とともに近畿財務局までデモ行進を行った際には、のぼりや横断幕を持って行進するとともに、拡声器を使って自らシユプレヒコールをあげたりしたし、国会議員の事務所を訪問し、秘書の方に大和都市管財被害の実態を説明するとともに、当該議員の選挙区在住の被害者の要請書を手渡し被害回復に協力するよう求めたりした。

このような様々な活動を行い、国に対して被害者救済に協力するよう

求めてきたのであるが、平成一四年一月下旬、金融庁は弁護団との交渉において、大和都市管財被害者の救済に協力することはできないと正式に断ってきた。

次なる手段として、弁護団は現在、近畿財務局や金融庁のみならずその他多数の関係機関を相手方として、これらの機関が被害者救済スキーム作りに協力するよう求める調停申立てに向け準備中である。法的観点からすれば、かかる申立てが認められる可能性は決して高くはない。しながら、被害者救済のためには国家の協力が不可欠である以上、弁護団としては全精力を傾け調停成立に向けて現在活動中である。

弁護団に参加してもうすぐ一年が経とうとしているが、弁護団会議や合宿の場で白熱した議論を目的の当りにし弁護団員の皆さんの被害者救済に対する熱意にふれることができたとことや、日常業務では経験することができないような活動(デモ行進・国会議員への要請等)に参加できたことは、私にとって非常に有意義であるとともにエキサイティングなことであった。

最後に、世論の追い風というもの

が国を相手方とする調停の成立にあって極めて重要なファクターであることはいうまでもないことであり、それは何も積極的なものである必要はない。国民の一人でも多くの人が大和都市管財被害事件について関心を持ち続けてさえくれれば、それが国にとっては圧力となり、国としても真剣に調停に望まざるを得なくなり、それだけ調停成立の可能性が高くなる。その意味で、この文章を最

後まで読んでいただき少しでも大和都市管財被害事件に関心を抱かれた方は、是非とも今後もその関心を持ち続けていただきたいと思います。それが、本件被害者救済につながる最も大きな力となるのだから。

(あらい のりまさ)

はじめまして

北野了考



はじめまして。北野了考(きたの あきたか)と申します。

司法研修所での一年六ヶ月間の修習を終え、昨年一〇月よりなにわ橋

法律事務所に勤務しております。初めてお目にかかった方には、私の名前「了考」は読んで頂けないことが多い(と申しますか、今まで読んで頂いたことがない)のですが、会話のきっかけになると言う意味でも、私自身は自分の名前を結構気に入っています。

命名者である祖父によれば、「了考」とは漢文調に下から読ませて「考えをおさめる」、つまり物事を深く

考え抜くといった意味が込められて
いるようですが、残念ながら現実の
私は名前のおりというわけでもあ
りません。

さて、(この原稿を書いている時
点で)私がなにわ橋法律事務所に勤
務しだして早くも五ヶ月ほどが経と
うとしています。日々、様々な種
類の事件に接し、また、事務所の諸
先輩方や顧問先等の方々から多くの
ことを学び、弁護士としては最高の
スタートを切れたのではないかと思
っております。

もちろん、弁護士として要求され
る法律的な知識・経験が不十分なこ
とは自覚しており、また、所主の津
田禎三の話しぶりを傍で聞いている
と社会的な未熟さも痛感しますが、
少しでも皆様のお役にたてるよう
日々研鑽に励む所存です。

最後に、私の趣味を少しだけ紹介
させていただくと、テニス(下手で
す)や登山(最近全く登っていません
など)、体を動かすことが好きで
す。なにわ橋法律事務所に勤務する
ようになってからゴルフも始めまし
たが、これはいまだ惨憺たる内容で
す。皆様とゴルフが楽しめるように
なるには、もう少し時間がかかりそ

うです。

ともかく、まだ弁護士としてスタ
ートを切ったばかりの若輩者ですが、

いっしょ外野席の老骨にも言わせてほしい

戸根 住夫



今後とも宜しくお願いいたします。

(きたの あぎたか)

協議会」もボイコットして、司法改
革を頓挫させた。

ところが今次の「司法制度改革審
議会(司法審)報告書」は、弁護士

会の年来の主張にかなりそつたもの
になっている。だがこの司法審の構
成を見ると、職域配分や具体的人選
が宜しきを得ていたかどうか疑問で、
審議の過程で常に高次元の議論が行
われたのでもなさそう。例えば二

〇〇一年八月九日午後の法曹一元に
関する集中的討議の席で、ダントツ
に多く発言しているのは元日弁連会
長の中坊公平委員だが、同委員は、

「官僚支配司法の諸悪の根元は、判
事補制度だ」という主張を縷々滔々
と開陳し、これに対し元高裁長官の

藤田耕三委員が、「判事補は世間知
らず、非常識で、エリート教育に毒
され庶民の心情を理解できないとい

われるが、実態に合わぬ議論で、現
場の若い裁判官の反発を招いてい
る。」と反論したところ、中坊委員

は、「私は、おそらくおたくの倍と
いうよりも桁が違うぐらい裁かれる
立場をずっと今まで経験してきました
。本当に裁判官というのは、どう

しようもないと思っています。我々
の意思を理解する力も能力もないと、
曹三者、学識経験者からなる「司法

弁護士の社会は、まことに不思議
なところだ。私の接する弁護士諸公

は、大概穏健、中庸な方々で、その言
動も常識にかなっているのだが、弁
護士会という組織になると、その中
核および取巻きの先生方があらぬ方
向に迷走なさる傾向がある。ここは

雑多な人種の寄合い所帯だから、声
の大きい者が他を圧倒するのだろう。

近頃世上でやかましい司法改革の
問題は、三〇年前にも公けに採り上
げられ、我妻栄会長をはじめ多士

私はそう思っています(ママ)。と切り返している。ここでの中坊氏の発言は、その経歴と相まって反対派を黙らせるだけの迫力があるが、なんとも強引なハツタリで、これを聞けば、弁護士の間でも本心で「わが意を得たり」と喝采する者より辟易、当惑する者の方が多いだろう(当日の審議会でも、東大教授の井上正仁委員は、「お二人でやられるのは結構だが、その迫力が我々を沈黙させているところがある。ご配慮を。」と発言しているし、元最高裁判事の弁護士大野正男氏も、この中坊発言を新聞紙上で知り、「思わず愕然とした」という趣旨の記事をある雑誌に寄せている)。

ともあれ、司法報告書にはキャリア裁判官不信の中坊イズムが色濃く浸透し、弁護士からの裁判官任用促進は勿論、素人の刑事裁判関与まで認めている。私も、中坊氏らとひとしく根っからの裁判官不信論者だが、その主な理由は、平均的裁判官が人民よりも裁判所本位に事件を処理し、法学の勉強を怠り、昔からの実務慣行に盲従している点であって、先生方が裁判官の間知らずや最高裁の官僚的人事行政を大げさに

主張しているのとは視点が異なる。

裁判官の給源の多様化も結構だろうが、判事補経由の裁判官がダメで弁護士出身裁判官の方がよいという一般論は、通りが悪い。弁護士は、日頃依頼人と相手方や官庁との間に立って事案と対峙し、温室育ちの裁判官が知らぬ修練を積んでいるが、裁判に一番肝心の法学の方は、はつきりいって大概裁判官よりもずっと不勉強であり(それでもなんとかやっていけるし、練達の先生方も、理屈より年の功の勘と経験に頼って仕事をしている面がある)、勉強のための環境も整っていない(個々の法律事務所蔵書が貧弱なのは致し方ないとして、会員数千人を擁し数十億円を投じて新会館を建設しようというわが大阪弁護士会が、駅弁大学にも劣りドイツ語、フランス語の基本的法律書を一冊も保有していないのは、どういうことか)。官僚裁判官の世間知らずは、ある程度そうだろうが、受任事件を通じ限られた領域の世間とだけ密接な関係の弁護士が、他の職域人より格段に社会的経験が豊富だとうぬぼれるのは、おこがましい。餅は餅屋だから、大型公害事件や冤罪事件で令名の高い弁

護士が当然裁判官にも適任だといえば笑われる。今まで弁護士から裁判官になった人達に対する評価が甚だ低いのは、そこらに理由があるのだ。

司法審意見書が採り上げている「裁判員制度」は、もつと問題だ。陪審などというくだらぬ制度と民事裁判への裁判員参加が見送られたのは、せめてもの慰みだが、刑事裁判に、一般国民から素性も教養度も問わず無作為に選ばれた素人の裁判員が評決権をもつて関与するというのは、どう考えても頂けない。これを法曹外の人達ならまだしも、弁護士が推

進しているのだから呆れる。先生方は、大正年代に陪審法が制定された際、多くの先輩弁護士がこれを帝国憲法違反だとして猛反対した歴史をご存知ないのだろうか。

ともあれ二一世紀日本の司法は、大政翼賛会の迷走でお先真つ暗の様相だから、その他大勢の法曹は、そうならぬよう迎合を控えて主体的に行動する必要がある。もつとも老骨の私は、若い先生方に申訳ないがこの雑文を草したことでお役ご免と願いたい。

(とね すみお)

なにわ橋法律事務所 改装設計コンセプト



津田 茂
(一級建築士)

何かを設計したり物を造る際に常に付きまとうのがその物作りに対するコンセプトである。それは場合によつては造り手側が決定したり、又はクライアントから与えられたりする。今回、なにわ橋法律事務所の改装設計にあたっては三つのテーマが